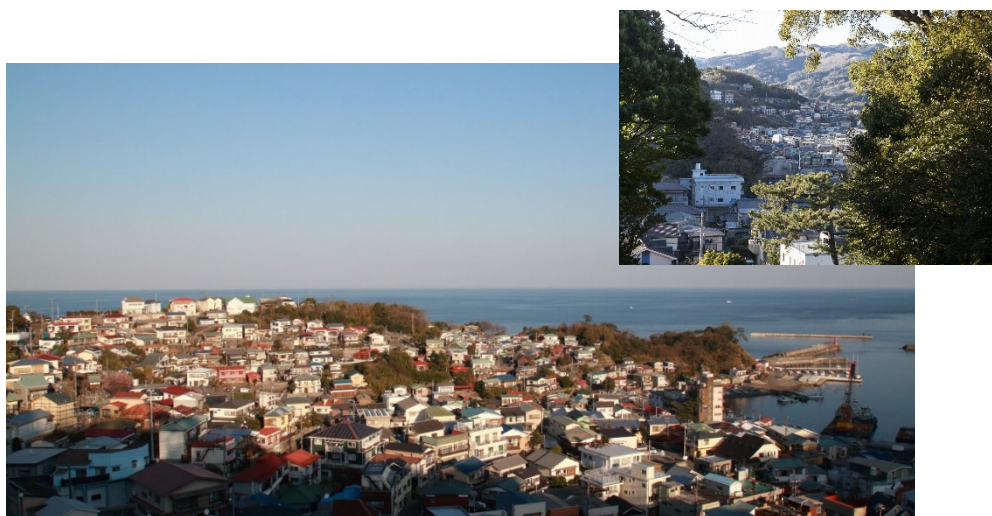


区域指定に関する合意形成の事例

事例①「真鶴町まちづくり条例：通称 美の条例」（神奈川県真鶴町）

【概要】

- ▼真鶴町は人口約 9,000 人、面積 7.02km²の小さな港町。定置網漁を主体とする漁業，石材業（小松石の産出・加工）などが主な産業。
- ▼1980 年代後半，リゾート法施行に伴い開発圧力が強まる。
- ▼土地利用の方針や開発基準，手続き等の体系的なルールがなかったため，開発抑制に苦慮。これを克服し，創造的なまちづくりを進めるため，まちづくり条例を制定。1994 年施行。
- ▼条例の規則にデザインコード「美の基準」が位置づけられている。これは，特定の様式美や意匠を定めたものではなく，生活風景の美しさと町を守る作法を明文化したもの。
- ▼美の基準は，8つの原則と 69 のキーワードからなる“定性的な基準”であり（次ページ参照），町並みの保全・形成について，行政と事業者が対話・双方型の協議を行うための道具として使われている。
- ▼景観法の制定に際し，国は真鶴町の取組を参考にしたと言われる。真鶴町は景観法に基づく全国初の景観行政団体であり，景観計画の運用も美の基準に基づいて行っている。



【合意形成について】

- ▼まちづくり条例の対象区域は，真鶴町全域。条例制定および「美の基準」の導入は，乱開発による町並みの破壊を危惧した当時の町長の主導のもとに行われた。
- ▼制度導入には反対の声も上がったが，町長の強い意志とリーダーシップによって押し切った。
- ▼施行後約 10 年間は条例がうまく機能しない状態が続いた。試行錯誤を続けるなか，小さな成功事例が複数生まれたことで，対話型・双方向型協議で“当事者基準”を見出していく制度の運用スタイルが確立した。

美の8原則と美の基準

原則	基準		原則	基準	
① 場所	* 聖なる所 * 豊かな植生 * 眺める場所 * 静かな背戸	* 海と触れる場所 * 斜面地 * 敷地の修復 * 生きている屋外	⑤ 材料	* 自然な材料 * 地の生む材料 * 生きている材料	
② 格つけ	* 海の仕事山の仕事 * 見通し * 大きな門口 * 母屋 * 門・玄関	* 転換場所 * 建物の縁 * 壁の感触 * 柱の雰囲気 * 柱と窓の大きさ	⑥ 装飾と芸術	* 装飾 * 軒先、軒裏 * 屋根飾り * ほぼ中心の焦点 * 歩く目標	* 森、海、大地、生活の印象
③ 尺度	* 斜面に沿う形 * 見つけの高さ * 段階的な外部の大きさ * 跡地とのつながり * 重なる細部 * 部材の接点	* 終わりの所 * 窓の組み子	⑦ コミュニティ	* 世帯の混合 * 人の気配 * お年寄り * 店先学校 * 子どもの家 * 外廊	* 小さな人だまり * 街路を見下ろすテラス * 街路に向かう窓 * 座れる階段 * ふだんの緑 * さわれる花
④ 調和	* 舞い降りる屋根 * 守りの屋根 * 被う緑 * ふさわしい色 * 青空階段 * 日の恵 * 北側 * 大きなバルコニー	* 少し見える庭 * ほどよい駐車場 * 木々の印象 * 地場植物 * 実のなる木 * 格子棚の植物 * 歩行路の生態	⑧ 眺め	* まつり * できごと * 賑わい * いぶき * 懐かしい町並 * 夜光虫 * 眺め	

美の基準の一例（静かな背戸）

キーワード	前提条件
〇静かな背戸	真鶴のイメージを一層引き立てているもののひとつに、静かな場所「静かな背戸」がある。とても静かに人を遊ばせてくれる。また斜面の起伏に沿ったり、よぎったりするこの背戸は、微妙な光や風景を演出してくれる。賑わいの中や、人だらけの喧嘩の中で働く者にとって自然な状況で静かに散策できる場所は魅力的である。

●静かな背戸 曲がりくねった細道は陽光が降り注ぎ、とても静かである。



●静かな背戸 所為で森のプロセニア越しに青い海が見える。

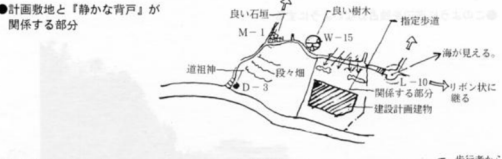


〇静かな背戸のネットワークの例



解決法	課題
賑わいを演出した建物に背後には、騒音から離れた『静かな背戸』を用意すること。 『静かな背戸』は優しい光が降り注ぎ、騒音から壁や距離や建物で守られるよう、見通し、風景、自然の生態系等を保全し、それらが活くよう演出すること。	・静かな背戸のネットワークづくり ・静かな背戸写真集づくり

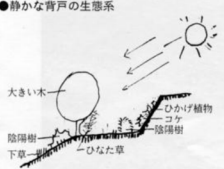
●計画敷地と『静かな背戸』が関係する部分



●大切なものを大切に
良い樹木はセキキョク的に保存する。
そのまわりの地場の材料などを上手に使う。



●静かな背戸の生態系



●美しいものに敏感であれ
切り取られた様に美しい風景が飛び出す場所は最も大切にしてほしい。

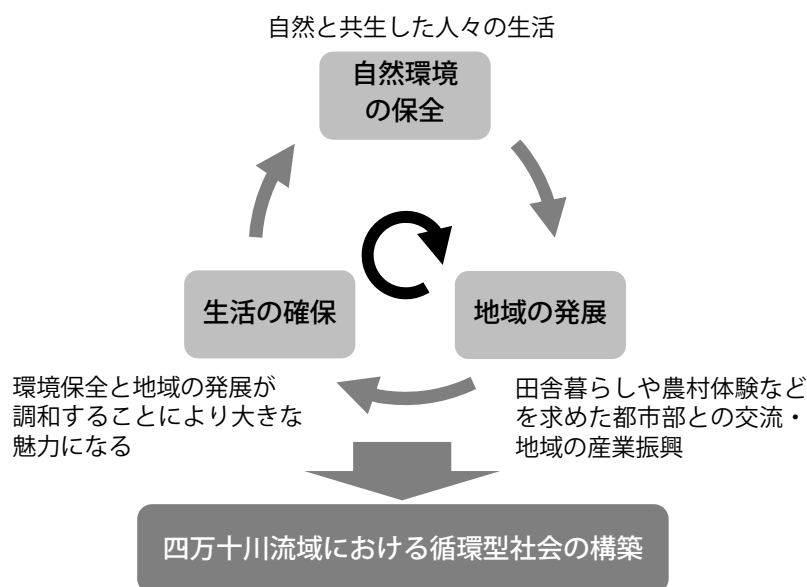


出典 「美の条例 いきづく町をつくる」(五十嵐敬喜・野口和雄・池上修一, 1996, 学芸出版社)
「土地の力を紡いだ『美の基準』は、真鶴をなにも“変えなかった”」(<https://www.hinagata-mag.com/comehere/10820>)
「変えないことが価値をつくる、生活景がいきづくまちづくり ～真鶴町『美の条例』」(<http://nextwisdom.org/article/1382/>)

事例② 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（通称：四万十川条例）
「人と自然の共生モデル地区」

【概要】

- ▼四万十川条例は、「清流四万十川総合プラン 21」（1996～2005 年度）の趣旨を踏まえ、四万十川を後世に引き継ぐために制定。2001 年施行。
- ▼条例では、四万十川と一体的な生態系・景観を形成している地域などを、保全のための方策を重点的に行う「重点地域」として指定し、四万十川の保全と流域の振興を図るとしている。
- ▼「人と自然の共生モデル地区」は重点地域の一つであり、優れた水質を維持し、野生動植物の多様性が確保され、かつ、人と自然が共生している地区で、四万十川流域の目指すべき姿でもある。県が指定し、県・市町村・地域団体とで協定を締結している。
- ▼指定による財政的支援はないが、イベント運営のサポートや助成金制度に関する相談など、県担当者による人的支援が行われる。



- ▼2018 年 6 月現在、共生モデル地区に指定されているのは、黒尊川流域（四万十市口屋内～黒尊：2006 年 11 月指定）と大正中津川地区（四万十町：2013 年 8 月指定）の 2 か所。

（裏面に続く）

【合意形成および指定後の経過について】

黒尊川流域

- ▼「四万十川流域保全振興委員会」による候補地選定から協定締結まで、時間をかけて丁寧な地元調整が行われた。（委員会での発議が 2004 年 8 月・地区指定が 2006 年 11 月）
- ▼当時、住民間には温度差があったが、2005 年 2 月に発足した地元会議「四万十くろそん会議」での継続的な話し合いによって、住民の意識醸成が図られた。
- ▼共生モデル地区の指定を通じて、黒尊川流域を構成する 5 つの地区の結びつきが以前より強まり、環境保全活動等（水辺林の除間伐など）が活発化した。
- ▼「四万十くろそん会議」は継続して開かれており、年 4 回程度、地域交流のための祭りなどについて話し合っている。

大正中津川地区

- ▼大正中津川地区では、協定締結までの話し合いは比較的スムーズに進められた。（地元への打診が 2011 年 12 月・地区指定が 2013 年 8 月）
- ▼合意形成を図りやすかったことには、同地区が単一地区であることが関係している。
- ▼現在、集落活動センター（2016 年 2 月に開所）での取組に、共生モデル地区としての取組を含むかたちで活動している。

出典 「四万十川条例のあらまし」（高知県清流・環境課, 2002）

「四万十川条例による共生モデル地区の取り組み」（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/kyousei.html>）

※上記資料で分からない内容については、高知県環境共生課へのヒアリングにより補った。